

使用許可を行う場合の申請、許可については、昭和 33 年 1 月 7 日付蔵管第 1 号「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」通達によりますが、事業者の提案により条件の変更、追加を行うことがあります。

令和 年 月 日

東海財務局長 殿

申請者 住所
氏名

国有財産使用許可の申請について

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

- 1 使用しようとする財産
 - (1) 所在
 - (2) 区分
 - (3) 数量
- 2 使用しようとする理由
- 3 利用計画（事業計画）
- 4 使用しようとする期間
- 5 その他参考となるべき事項

(使用許可期間を5年以内とする場合)

東海財統3第 号
令和 年 月 日

国有財産使用許可書(案)

使用者 住所

氏名(代表者)

殿

許可者

東海財務局長

印

令和 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に財務大臣に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国(法務大臣)を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

(使用許可物件)

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所在

区分

数量

使用部分別図のとおり

(指定用途)

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を〇〇〇〇〇〇〇〇の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、令和 年 月日から令和 年 月 日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により東海財務局長に申請しなければならない。

(使用料)

第4条 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの使用料は、〇〇〇〇〇〇円とする。

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて東海財務局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を東海財務局長から通知する。

3 前2項に定めるもののほか、別に定めるところにより、使用を許可された者は、共益費（共用部分の電気使用料等共益の費用として応分の負担が必要なもの）及び貸付物件に係る光熱費等実費負担となるものについて、負担しなければならない。

（注）第3項は、使用許可物件の使用状況により、必要がある場合に追加する。

(使用料の納付)

第5条 前条第1項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

(使用料の改定)

第6条 東海財務局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(延滞金)

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める率とする。

(物件保全義務等)

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第9条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって東海財務局長の承認を受けなければならない。

4 使用を許可された者は、使用を許可された物件が所在する宿舍の入居者からの照会又は苦情等を受け付けるための窓口を設置し、連絡先について部局長及び入居者に周知するとともに、照会又は苦情等があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

（注）第4項は、使用許可物件の使用状況により、必要がある場合に追加する。

(使用許可の取消し)

第10条 東海財務局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることがで

きる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

(2) 使用を許可された者の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 東海財務局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。

3 東海財務局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 使用を許可された者は、東海財務局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第11条 東海財務局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他東海財務局長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、東海財務局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、東海財務局長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第12条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 使用許可の取消が行なわれた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費

用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第 14 条 東海財務局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第 15 条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、東海財務局長の決定するところによるものとする。